

東三河広域連合監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年3月25日

東三河広域連合監査委員
同

鈴木 教 仁
早 川 喬 俊

定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知 年月日
総務部	総務課	7-2	意見	東三河広域連合においては、最低制限価格の導入について具体的な定めがないため、「豊橋市業務委託契約における最低制限価格制度試行要領」を準用しているが、課によって取扱いに差異がみられたので、要領等の整備をするとともに運用の統一を図るなど適切な契約事務に努められたい。	最低制限価格の導入について、東三河広域連合内で統一した運用が図られるよう「東三河広域連合業務委託契約における最低制限価格制度試行要領」を令和7年12月15日に制定、施行した。	R8. 2. 27
福祉事業部	介護保険課	7-2	意見	居所不明により督促状が返戻された場合の対応について、マニュアルに記載されていないので、転居先調査及び再送付について明記するなど、適切なマニュアルの整備に努められたい。	居所不明による返戻時に適切な処理が確実に行われるよう、介護保険システムでの具体的な情報照会方法を記載することで転居先調査及び再送付に関する事務処理手順を明確化し、令和8年3月3日にマニュアルに追記を行うとともに、担当グループ職員に個別に周知を行った。	R8. 3. 9